



子育て情報

～トイレトレーニング～

トイレでおしっこができるようになるまでにはいくつかの段階があり、それぞれの時期に応じた関わりが大切です。

- ①膀胱がある程度（約2時間）おしっこをためておけるよう成長していること
 - ②（トイレまで）一人で歩けること
 - ③大人の言うことをある程度理解し、簡単な受け答えができること
- などが必要です。

こうした機能が整うのは、個人差もありますが1歳半から2歳頃で、トイレに興味があるようならタイミングをみて誘ってみましょう。

お子さんのトイレトレーニングに対する意欲を大切に、「やりたい」と思う時はどんどん挑戦させ、「やりたくない」と思う時には無理にさせる必要はありません。お子さんのペースに合わせてみましょう。お子さんがなかなかトイレに行きたがらない場合は、行動などの様子から原因を考え、時には喜ぶ物をトイレに飾ってみたり、おしっこやうんちを嫌なイメージと捉えてしまわないように明るく楽しい場所にしてみたりすると、気持ちも変わるかもしれません。

もし失敗しても、お子さんを否定するような言葉は使わないようにし、「大丈夫だよ」と安心させてあげましょう。うまくいったら「やったね」、「すごいね」と自信が持てるように誉めてあげましょう。

順調にトレーニングが進んでいるように見えても、ふとしたことで逆戻りしてしまうこともあります。そのような停滞期こそ個人差を理解し、周りとは比べず、叱らず、焦らず、毎日の生活習慣の一環として考え、ゆったりと見守っていくよう心がけましょう。

閻地域子育て支援センター

- ・大宝東児童館内 ☎ 551-2370 FAX 551-2330
- ・金勝児童館内 ☎ 558-3527 FAX 558-3527
- ・治田東児童館内 ☎ 554-6115 FAX 554-6116

「解約保証」のほずが…定期購入トラブルに注意 !!

<相談事例>

インターネット通販で、「初回300円、〇日間解約保証」と表示されたダイエットサプリメントを注文した。効果がなく解約保証期間内に解約を申し出ると、「4か月以上の定期購入が条件の契約となっているので、解約には4ヶ月後に連絡が必要」と言われた。「〇日間解約保証のほずだ」と言うと、「その場合は通常価格1万5千円の支払いが必要」との回答だった。そのような規約はページのかなり下部まで見ないと分からなかった。

<助言>

注文する際には、目立つように表示されている「初回300円」「初回実質0円」といった価格だけでなく、定期購入が条件となっていないか、定期購入の場合の継続期間や支払うことになる総額、契約内容をよく確認しましょう。継続期間が定められていない場合でも、解約に当たって「次回発送日の〇日前までに申し出が必要」のように申請期間に制限がある、通常価格を支払う必要があるなど、条件が定められているケースがあります。解約、返品可否や条件はしっかり確認しましょう。

閻自治振興課 消費生活相談窓口（相談無料）

9:15～12:00 13:00～16:00

☎ 551-0115 FAX 551-0432

滋賀県消費生活センター（相談無料）

☎ 0749-23-0999 9:15～16:00

草津警察署安全伝言板

◆悪質商法などによる被害の未然防止◆

悪質商法とは、一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引であって、その商法自体に違法、または不当な手段・方法が組み込まれているものを言います。ターゲットの多くは、高齢者の人となっています。

●悪質商法の被害にあわないためのポイント

～キーワードは、「悪質業者は、う・そ・つ・き！」～

『う』うまい話を信用しない！

『そ』そうだんする！

『つ』つられて返事をしない！すぐに契約しない！

『き』きっぱり！はっきり！断る！

●不安を感じた時、被害に遭った時の相談窓口

- ・最寄りの警察署または交番、駐在所
- ・警察総合相談電話（「#9110」番）
- ・消費生活相談窓口（消費者ホットライン188番）

閻草津警察署

☎ 563-0110 FAX 563-0116